

四 第42条の5 《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(付属機器等の同時設置の意義)</p> <p>42の5 - 7</p> <p>.....<u>42の5 - 10</u>.....</p> <p>(廃 止)</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42の5 - 11</u></p>	<p>(付属機器等の同時設置の意義)</p> <p>42の5 - 7</p> <p>.....<u>42の5 - 9</u>まで.....</p> <p>(被合併法人から受け入れたエネルギー需給構造改革推進設備等に係る税額控除)</p> <p><u>42の5 - 11</u> 被合併法人がその取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の5第2項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該エネルギー需給構造改革推進設備等について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</p> <p>(注) 合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の5第4項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42の5 - 12</u></p>